

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月25日
【発行者名】	産業ファンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 倉都 康行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 インダストリアル本部長 深井 聡明
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	03-5293-7091
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年2月25日（水）開催の本投資法人の役員会において、本投資法人の発行する特定有価証券と同一の種類の特
定有価証券（以下「本投資口」といいます。）の募集を、米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米
国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）において行
うこと（以下「海外募集」といいます。）が決議され、これに従って海外募集が行われますので、金融商品取引法第
24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第1号に基づき本臨時報
告書を提出するものであります。

なお、海外募集の決議と同時に、本投資口の日本国内における募集（以下「国内募集」といい、海外募集と併せて
「本募集」といいます。）及びオーバーアロットメントによる売出し並びに野村証券株式会社を割当先とする第三者
割当による新投資口発行を行うことを決議しております。

2【報告内容】

(1) 当該特定有価証券の名称

投資証券（社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受ける振替投資口）

(2) 発行数

10,750口

(注) 本募集の総発行数は20,988口であり、国内募集における発行数は10,238口を目処とし、海外募集における発行数は10,750口（後記
「(5) 引受人の名称」に記載の引受人（以下「海外引受会社」といいます。）の買取引受けの対象口数10,238口及び海外引受会
社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象口数512口）を目処として募集を行います。その最終的な内訳は
総発行数20,988口の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、後記「(3) 発行価格(注2)」に定義される発行価格等決定日に決定
されます。

(3) 発行価格

未定

(注1) 発行価格等決定日（下記(注2)に定義します。）の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のな
い場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満切捨て）を仮条件とします。

(注2) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記(注1)記載の仮条件により需要状
況等を勘案した上で、平成27年3月9日（月）から平成27年3月11日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」と
いいます。）に海外募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が海外引受会社より受け取る投資口1
口当たりの払込金額）を決定します。

(4) 発行価額の総額

5,836,841,500円（上限）

(注) 上記「(2) 発行数」に記載の海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の全てが行使された場合の上限金
額です。海外募集における発行価額の総額は、平成27年2月5日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引
の終値を基準として算出した見込額です。なお、本投資法人が既に発行した本投資口及び本募集における本投資口の発行価額の総
額の合計額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の総額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。

(5) 引受人の名称

Nomura International plc

Morgan Stanley & Co. International plc

SMBN Nikko Capital Markets Limited

Citigroup Global Markets Limited

(6) 募集をする地域

米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに
従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）

(7) 発行年月日(払込期日)

平成27年3月16日(月)から平成27年3月18日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とします。

安定操作に関する事項

1. 今回の募集に伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。